

公開草案に対するコメントの公表

１．コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 29 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い(案)」

２．コメント募集期間

平成 20 年 11 月 13 日～平成 20 年 11 月 28 日

３．最終公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第●号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（平成 20 年 12 月●日公表）

４．コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL03	あずさ監査法人
CL04	日興シティグループ証券（株） 金融商品本部債券投資戦略部
CL06	三菱 UFJ 証券（株） 経営企画部主計室
CL07	（社）生命保険協会 経理部会
CL08	（社）日本貿易会 経理委員会
CL10	全国銀行協会
CL12	（株）大和総研 制度調査部
CL13	（社）日本証券アナリスト協会 企業会計研究会
CL14	（社）日本経済団体連合会 経済第二本部
CL15	日本公認会計士協会
CL16	（社）全国信用金庫協会
CL17	あらた監査法人 アシュアランス業務部門品質管理部

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL01	竜石堂潤一	
CL02	石塚恒雄	公認会計士石塚事務所
CL05	布津陽一郎	
CL09	伊藤雄太	
CL11	花田重典	公認会計士

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
総論		
1) 検討の方向性について	<p>最近の世界的な金融市場における混乱を踏まえた我が国の会計基準の開発については、今後も国際的な会計基準設定主体の動向を踏まえつつ、これまでと同様、金融資本市場の健全性・透明性・安定性を確保することができるような方向での検討をお願いしたい。</p> <p>このたびの世界的な金融危機に対応するために、貴委員会で払われている努力が、わが国における時価評価をめぐる混乱の収束につながることを祈念する。</p>	
2) 見直しに賛成	<p>「会計処理等」については、本邦会計基準の国際基準との迅速なコンバージェンスの趣旨等に概ね合致するため、概ね賛成である。</p> <p>債券の保有目的区分変更が恣意的な会計処理に繋がる可能性を懸念する見方もあるが、今般の金融危機に対しては、全世界の市場が国際的に協調して迅速に対応することが求められており、わが国としても、国際的な動向を踏まえた会計上の取扱いを策定する必要があることから、本公開草案を支持する。</p>	
3) 見直しに条件付きで賛成	<p>当協会では11月4日付で「債券の保有区分の変更に関する論点の整理」について意見書を提出し、わが国の会計基準における規定および銀行業界の状況等から保有目的区分の変更を認める必要はないと主張したが、公開草案がこれを受け入れなかったのは遺憾である。しかしながら、当協会の意見書提出日以降も信用危機は深刻化している兆しがあるなかで、貴委員会が区分変更を認めるとの公開草案を出したことは共感できる面もある。さらに、下記のとおり公開草案にはこれを緊急的な避難策とするための様々な工夫も見られ、この点では貴委員会の行き届いた検討に敬意を表したい。</p> <p>(1) 注記事項を明確化し、かつ振替後の事業年度においても注記するとしたこと</p> <p>(2) 売買目的有価証券からその他有価証券、売買目的有価証券から満期保有目的の債券、その他有価証券から満期保有目的の債券、のいずれの場合でも「稀な場合」においてのみ振替可能としたこと</p> <p>(3) 遡及適用を認めているが、経営管理上の意思決定を前提としており、かつ遡及は平成20年10月1日からとされており、公開草案が本年末までに成案として発効すれば、既に終了した四半期を越</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>える遡及適用ではないこと (4)適用時期を平成22年3月31日までとし、緊急避難策であることを明記していること (5)簿価を引き継ぐのではなく、振替時の時価で振り替えるとしていること 上記(1)～(5)が公開草案のまま変更されないことを前提に支持する。なお、今回の検討にあたり、ある委員から「緊急事態において会計基準が変更を余儀なくされるというのは、元の会計基準が間違っていたのではないか」という意見が寄せられたことを付記したい。</p>	
<p>4) 見直しは不要</p>	<p>(1)先の「論点整理」に対する当会のコメントの通り、(たとえ、今般の信用危機に対する国際的協調の一環であったとしても)債券の保有目的区分の変更を容認することに対しては、以下の理由により、その必要性は見出し難く、見直す必要はないとの基本的な考え方に変更はない。</p> <p>①財務報告の投資意思決定有用性の観点からは、区分変更を認めることで、恣意性が含まれる余地が広がり、判断の恣意性を排除することを目的とした会計基準の本旨から外れ、透明性の向上を指向している昨今の方向性に逆行することになる。透明性の低下は、会計の信頼性、ひいては企業の財務報告の透明性をも低下させると共に、市場の信頼性を低下させることにも繋がりがねず、却って混乱を招くことになりかねない。たとえ時限的で、一時的な対処療法に過ぎないものであったとしても、財務報告の透明性を低下させるような会計基準を採用する意義を見出すことは困難であると考えます。</p> <p>②斯かる応急的かつ時限的・超法規的な措置は、財務諸表の期間の比較可能性も毀損させるものであり、本取扱いで言及されている振替の弾力化が、投資家の不信感を増幅させることとなるため、会計面で必要な措置かどうかは甚だ疑問に思われる。</p> <p>③現下の信用危機対応として社会的に求められているものは、金融機関の貸出原資たる自己資本の毀損による信用収縮の緩和・防止であり、会計基準等の見直しにその効果を期待するのではなく、自己資本規制を直接的に緩和する等の方策を検討・模索すべきではないかと考える。</p> <p>④米国においては10月28日付でFASBを監視・運営する機関であるFAFからSECに対し、「FASBが適切なDue processを踏んで決定した会計基準等を、政治介入により覆したり適用停止したりするような決断はしないで欲しい」旨のレターが提出される等、時価会計適用に関する緩和的措置の発動について、これを牽制する動きも表面化している点にも留意すべきではないかと考える。</p> <p>(2)一方で、今般の金融危機に対しては、全世界の市場が国際的に協調して迅速に対応することが求められており、わが国としても、国際的な動向を踏まえた会計上の取扱いを検討する必要があるため、コンバージェンス推進の観点も踏まえ、国際的な会計基準で認められている「稀な場合」にお</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>いては債券保有目的区分の変更を容認することにつき、一定の理解は出来る。また、「稀な場合」以外の取扱いについては今後中長期的な観点より検討を行うべきとの意見には賛同する。</p>	
<p>1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替</p>		
<p>5) 脚注 2-金銭債権等</p>	<p>金銭債権等については市場が存在するわけではなく、安易な時価評価（評価益の計上等）を防止するために、経営者の意図によりトレーディング目的で保有していればよいとするだけでなく、併せて、「この対象となる金融資産は、流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なものでなければならない」という分類要件が追加されている。引用された箇所だけでは誤解を招くため、正確な引用を行うべきではないか。</p>	
<p>6) 5 項-稀な場合</p>	<p>「想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合」の定義は明確ではなく、実務上及び監査上において見解の相違が想定される。見解の相違が出るということは、基準が不明確なものであるためであり、財務諸表の信頼性が揺らぐことになる。また、国際会計基準に準拠して変更するというのは理由にならない。会計基準の独自性を捨てるということであり、独自性を放棄するのであれば、早急に会計基準を捨てて国際会計基準に一本化すべきである。変更することが適当であるとする論拠について「外部環境の変化」を主として挙げているが、90年代後半に日本では同様の市場混乱が起こっており、今回の事象をもって稀な事象とすることは適当ではない。</p> <p>基本的には債券の保有目的区分の変更を容認する必要はないと考えるが、やむを得ずそれを容認せざるを得ない場合には、5 項の定義及び要件（「想定」の範囲、「著しい変化」・「流動性が極端に低下」・「公正な評価額で売却することが困難」の度合い、「困難な期間が相当程度生じる」場合の「相当程度」の度合い等）に対する解釈に相当な幅が生じる恐れがあり、本取扱いにて認められている「当面の間」において各企業の恣意性の入り込む余地が十分にある為、より具体的なガイドラインを設けるか、或いは具体例を示すべきと考える。</p> <p>「稀な場合」の定義・要件を可能な限り、より明確化・具体化していただきたい。また、「稀な場合」として、現在の市場環境が該当することを明確に記述していただきたい。</p> <p>金融商品実務指針 268 項では、売買目的有価証券を「主として短期間の価格の変動に基づいて利益を獲得するために保有する有価証券」としているが、「相場の変動等によっては単発的な取引として売買が行われることもあり得る」とされている。国際的な会計基準においても、トレーディング目的</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>の有価証券について中長期的な保有が否定されておらず、逆に、売却可能有価証券（わが国のその他有価証券に相当）のうち、短期的に売却する見込みの銘柄であっても、そのことをもってトレーディング目的の有価証券とみなされるわけではない。売買目的有価証券の定義として、短期的な売買を意図して取得し保有していることは最も基本的なことであるが、経営者の意図だけでいつでも売却可能であることを判定することは恣意的になる可能性があるため（金融商品実務指針 268 項）、当該要件に加えて、独立の専門部署によってトレーディングが行われているという外形的な状況を備えることが望ましいものとされている（金融商品実務指針 65 項）。したがって、4 項で引用された売買目的有価証券の定義と合わせて考えれば、トレーディング部門が保有する有価証券が何らかの理由により短期間で売却することが見込まれなくなったとしても、そのことをもって直ちに売買目的有価証券の定義及び要件を満たさなくなるわけではない。なぜなら、将来、流動性が回復などしたときには、その時点における投資環境を判断して、場合によっては早期の投資回収のために当該有価証券を売却することがありうるからである。そのような経営者の行動に経済合理性があるのであれば、流動性が極端に低下したことにより売買目的有価証券の定義及び要件を満たさなくなるなどという外形的な判断を ASBJ が行うのは、元々、経営者の保有意図に基づき有価証券の分類を行うことができるとしている金融商品会計基準の趣旨に反することになるのではないかと思われる。もし売買目的有価証券の定義及び要件を満たさなくなるのであるならば、金融商品実務指針 59 項の趣旨に従えば、ここでの結論は、振り替えなければならないとすべきはずなのに、どうして振り替えることができるとされているのか。</p>	
<p>7) 5 項－振替の対象</p>	<p>本公開草案のタイトルは「『債券』の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」とされており、保有目的区分の変更が可能な金融資産の範囲は債券に限定されているように思われる。今般の金融危機対応という趣旨を踏まえれば、保有目的区分の変更が可能な金融資産の範囲は流動性が極端に低下した証券化商品に限定すべきと思われることから、対象範囲を限定することを本文にて明確化していただきたい。</p>	
	<p>平成 20 年 10 月 28 日公表の「論点の整理」においては、一部を振り替えられるよう見直すこともありうる旨の記述があるが、本公開草案においては、この点が明確でないように思われるため、売買目的有価証券からその他有価証券へ振替える場合、売買目的有価証券のうち一部のみを振替えることができるのかどうかについて確認したい。</p>	
	<p>有価証券の一部につき保有目的区分の変更を行う場合、変更を行う債券の単位に特に制約はないこ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	と（同一銘柄・同一回数の一部でも可能）、また、複数の異なる日に変更・振替を行うことも可能であることを確認したい。	
8) 6項－振替の時点	振替は「振替時」の時価をもって行うことが示されているが、いつの時点をもって振替を行うかが明示されていない。保有目的区分の変更の意思決定時をもって行うことを明示すべきである。	
9) 6項－振替時の時価	<p>「合理的に算定された価額」のほうが「市場価格」よりも妥当性が高いと考えられる場合は、「合理的に算定された価額」で振り替えるという認識で良いか。</p> <p>保有目的区分を変更する場合には、「振替時の時価をもって振り替え」を行うことになるが、当該時価には、現行の会計基準の明確化を目的とした実務対応報告第25号「金融商品の時価の算定に関する実務上の取扱い」に基づく価額（時価）を含むものであることを明確に記述していただきたい。</p> <p>今回の措置においては、保有目的区分を変更する場合には振替え時の「時価」をもって振替えることとされているが、この「時価」には、実務対応報告第25号に従って合理的に算定された価格も含まれているということを確認したい。</p> <p>10項、15項では、「振替時の時価」という用語を用いているが、「振替時の公正な評価額である時価」としてはどうか。</p>	
10) 7項－注記事項	<p>公開草案における全ての振替に係る注記事項として『(1)保有目的を変更した有価証券の概要（当該有価証券の内容や振替時の時価など）』が挙げられている。この場合において有価証券の内容について具体的に該当する項目は何か。例えば銘柄名 満期日 格付（信用リスク）保有金額 利率 証券特性（国債 社債 複合金融商品 証券化商品などの別など） 公募/私募の別 などは該当するか。各企業によって開示内容に大きな乖離が生じてしまうと比較可能性を含めた財務報告会計の意義を損ねてしまう可能性があると考え、最低限の開示事項につき記載を願いたい。</p> <p>基本的には債券の保有目的区分の変更を容認する必要はないと考えるが、やむを得ずそれを容認せざるを得ない場合でも、本取扱いに定められた注記を付すことより財務諸表利用者にとって最低限必要な情報提供は為されることとなるものの、いたずらに財務諸表及び注記を複雑にすることが、投資家の視点に立って意味があることなのか疑問が残り、また、作成者側に負荷が掛かることが懸念されることに留意すべきと考える。</p> <p>国際財務報告基準（IFRS）第7号における注記要求との整合性を考慮し、以下の事項についても注記を求めると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有目的区分を変更した有価証券に関して計上された当期の時価評価損益の額の注記（7項(3)、11 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>項(3))に加え、前期に認識した時価評価損益の額（改正IFRS第7号12A項(d)参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融資産の再分類日における実効子利率と企業が回復を期待しているキャッシュ・フローの見積り額（改正IFRS第7号12A項(f)参照） 	
<p>11) 7項－四半期財務諸表における注記</p>	<p>四半期財務諸表については、前事業年度末と比較して著しい変動が生じている場合には、事業年度末に準じて注記することとされている。しかし、四半期財務諸表においても、事業年度末と同様追加情報（四半期連結財務諸表規則第14条）に該当するものと考えられる。したがって、7項、11項、17項の各々について、なお書き以下を削除すべきであると考えます。</p> <p>保有目的区分の変更が例外的な取扱いとして認められていることから考えると、投資家に十分な情報を提供するため、四半期財務諸表においても事業年度の財務諸表と同様の注記を求めることが適切であり、各項のなお書きは削除すべきである。</p>	
<p>2. 売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替</p>		
<p>12) 8項－現行の取扱い</p>	<p>金融商品実務指針281項を参照しているが、当該規定はその他有価証券にいったん分類した債券に関する規定であり、8項で参照するのは不適切である（12項で参照すべきものである。）。</p>	
<p>13) 9項－稀な場合</p>	<p>（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】6）を参照。）</p> <p>そもそも、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしうるかどうかが疑問である。現在の市場環境では、11月13日に角川グループホールディングスが公表したように、本取扱い案とは逆に、満期保有目的の債券に分類していたものについて、金融商品実務指針83項の要件に合致したことから満期保有目的の債券の適格要件を満たさなくなったとして、売買目的有価証券又はその他有価証券へ振り替えなければならないというのが一般的な状況ではないか。</p>	
<p>14) 9項－振替の対象</p>	<p>（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】7）を参照。）</p>	
<p>15) 10項－振替の時点</p>	<p>（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】8）を参照。）</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
16) 10 項－振替時の時価	（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】9)を参照。）	
17) 11 項－注記事項	<p>（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】10)を参照。）</p> <p>有価証券の4つの保有目的区分は、経営者による投資（有価証券）の回収方法を示しているものともいえる。経営者が、資金を銀行預金などの低利の運用対象ではなく、それを上回るリターンが期待できる有価証券に投資するのは、基本的には、時価の変動に伴う利益を獲得することが目的であると思われるが、実質的に事業投資とみなされる関係会社株式や、何らかの資金需要のために元本の確実な投資を行う必要性などから満期保有目的で債券を保有する場合については、むしろ時価評価を行わないことが経営者の投資行動に合致することとなるとみなされているのではないかと考えられる。このような考え方を前提としたときに、当初、時価の変動に伴う利益を獲得すること目的として取得した債券について、流動性が極端に低下したことにより債券の満期までの長期間にわたって資金を固定し、場合によっては、その間に流動性が回復して時価が簿価を上回ったとしても、その利益獲得機会をあえて放棄してまでも、今回、満期保有目的の債券に振り替えることが、投資の運用・回収などの観点から、そうでない場合に比較してより合理的な経済行動であるということの説明責任を、経営者は利害関係者に対して負っているのではないかと考えられる。また、それは、通常の貸付金と同様の管理下に置くことで、債務者からの債権の直接回収により、投売りよりは回収額を多くすることができるという判断に基づくものかもしれないので、もしそうであれば、損失をより少なくするための経営者の合理的な判断を、会計のルールが追認したのにすぎないともいえ、単に、トレーディングの定義及び要件を満たさなくなったことにより、他の区分への再分類が認められたのではないかと考えられる。このように考えると、「保有目的を変更する前提となった稀な場合と判断するに至った概況」を注記で開示するだけでは不十分であり、当該振替によりどのようなリスクを回避しうるか、言い換えれば、どのような予測又は根拠で損失を最小にすることが可能かも併せて開示させることにすれば、投資家はこれにより正しい判断を行うことができるように思われる。</p>	
18) 11 項－四半期財務諸表における注記	（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】11)を参照。）	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
3. その他有価証券から満期保有目的の債券への振替		
19) 13 項－ 「稀な場合」	<p data-bbox="405 316 1285 347">（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】6)を参照。）</p> <p data-bbox="405 368 1666 480">「その他有価証券から満期保有目的の債券への振替」の13項については、「稀な場合」に限定するのではなく、14項の第一文の意見のように、国際基準と同等の要件等を満たす場合には、振替が可能となるように要件を緩和すべきである。</p> <p data-bbox="405 488 501 520">（理由）</p> <p data-bbox="405 528 1666 635">①国際基準でも（「売却可能」区分からの振替においては「稀な状況」に限定されているが）、「売却可能」区分からの振替においては（「債券」は従来から、「貸付金及び債権」は2008年10月13日の改正により）、「稀な状況」に限らず振替が可能であること。</p> <p data-bbox="405 643 1666 715">②「稀な場合」以外の取扱いの検討については、14項の最終文や脚注4の検討予定では、2011年頃の改正となる可能性が高いため、実現が遅くなる感があること。</p> <p data-bbox="405 722 1666 794">③「稀な場合」に限らず振替を可能とする場合の濫用・恣意性についての懸念は、「満期保有目的の債券」の厳格な要件や監査・注記による牽制措置が十分にあるため、杞憂であること。</p> <p data-bbox="405 802 1666 954">④今般の対応では、「本実務対応報告が改正IASの公表に伴う対応である」とされているが、当該改正IAS自体は、（保有目的区分の変更に関しては）特に最近改正されていない米国基準との差異を解消すべく緊急に対応した経緯があるため、本実務対応報告も今回の改正IASの対象ではない点も含め差異を解消すべきであること。</p> <p data-bbox="405 962 1666 1382">⑤表面的・形式的には、国際基準による「売却可能」区分からの振替においては（「貸付金及び債権」は2008年10月13日に改正されて初めて振替が可能になったものの）、「債券」は従来から振替が可能であるため、14項の第二文に示されたとおりの「当該論点は今回の改正IASの対象ではない」ようにも見える。しかし、日本基準とは異なり、国際基準では法的には有価証券であっても「活発な市場での公表価格がない」等の一定要件を満たすものは「債券」ではなく「貸付金及び債権」に該当しうる（実際にドイツ銀行等の欧州の金融機関は、2008年10月13日に改正された国際基準の遡及適用により、第3四半期決算において「（満期保有目的の）債券」ではなく「貸付金及び債権」に多額の振替を実施したことを開示済。）。そのため、実質的には、日本基準の「債券」のうち相応の部分については国際基準では「貸付金及び債権」に該当しうるので、「当該論点も今回の改正IASの対象である」とも言える。したがって、「本実務対応報告が改正IASの公表に伴う対応である」という観点からでも、国際基準による「売却可能」区分からの振替における「貸付</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>金及び債権」についての2008年10月13日の改正内容と平仄を合わせるべきである。</p> <p>「稀な場合」に限らず、例えば、一定期間を設けその間で振り替えができるようにするなど、検討願いたい。</p> <p>論点整理15項で述べられていたように、債券について、その他有価証券と満期保有目的の債券で、実質的な損益への影響は異ならないにもかかわらず、売買目的有価証券とまったく同じ理由で振替を認める実益が理解できない。単に、14項への議論につなげたいというだけのことにもみえ、最近の金融市場における混乱を背景にした緊急対応とは無関係のようにも思われる。</p> <p>「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への振替は認めるべきではない。認めるとしても公開草案どおり、「稀な場合」に限定すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>①必要性が乏しい</p> <p>「その他有価証券」は「売買目的有価証券」と異なり頻繁に売買する性格のものではないので、流動性が低下して売りに売れない状態になったからといって直ちに保有目的を変更する必要性は、乏しいものと思われる。自己資本比率規制上は、「その他有価証券」の評価損については、Tier1自己資本から控除しない処理が導入される予定であり、金融危機対応として、会計基準及び実務指針の取扱いの変更まで認める必要性も乏しい。</p> <p>②「満期保有目的の債券」に分類できる債券の範囲の問題（クレジット・リンク債、シンセティックCDO、その他の仕組債、証券化商品など）</p> <p>公開草案を議決するASBJでの議論において、金融機関が「満期保有目的の債券」の分類で保有する債券は、倒産確率が万分の1程度の信用リスクが非常に低い債券に限られるとの指摘があった。しかし、ASBJが平成18年1月に、クレジット・リンク債やシンセティックCDOなどを区分処理せず「満期保有目的の債券」の分類できるか否かを検討した際には、銀行界等からは、「投資適格（トリプルB格）相当」の債券も対象とするよう要望するコメントが提出されている。トリプルB格相当の場合のデフォルトの確率は万分の1よりはかなり高いと思われる。どの程度の信用力の債券を「満期保有目的の債券」に分類すべきかについては、適用指針には明確には定められていない。業界の指針として定められているわけではなく、企業や各金融機関によって、ばらつきがあるものと考えられる。「格付け」への信頼性に疑義が示されている現状で、「その他有価証券」から「満期保有目的」への分類変更を安易に認めると、実際には信用リスクがかなり高くなっている仕組債</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>や証券化商品が「満期保有」に分類されてしまうリスクがある。</p> <p>③実務指針ではなく、金融商品会計基準の特例となってしまう</p> <p>公開草案に記述されているとおり、「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への振替を認めることは、金融商品会計基準の取扱い－「満期保有目的の債券」に分類するためには、そのような目的であることを取得時及びそれ以降に確認できることが必要とする取扱い－を変えることになる。会計基準の改訂は、本来は時間をかけた審議が必要であり、危機時の対応として緩和することには疑義がある。危機においてこそ投資家は会計情報にセンシティブになるものであり、危機だからといって企業にとって不都合な情報の表示・開示を回避できるように会計基準を変えてしまったのでは、会計基準はその役割を果たせない。</p> <p>④IASB の議論のプロセス・手続きの問題</p> <p>IASB とのコンバージェンスの観点から見直しが必要との指摘もあるが、IASB が今回どのようなプロセス・手続きで見直しを行ったかについても考慮すべきである。</p> <p>⑤経済効果に疑義</p> <p>分類変更を認めることによる経済効果についても疑問がある。わが国では 1998 年 3 月期に貸し渋り対策として、それまで低価法の評価が義務付けられていた銀行の保有株式について原価法による評価を認めることとする措置がとられたことがあった。しかし当該措置導入後も株式市場の下落傾向には歯止めはかからず融資も減少し続けた。また、最近保有目的の分類変更を行なった欧米の金融機関の例を見ても、分類変更がこれら金融機関の株価に好影響を与えているとは思われない。</p> <p>公開草案では、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において振替ができるとされている。しかしながら、国際会計基準においては、従来から、稀な場合に限らず、企業の意図若しくは能力が変化した場合にも振替えることが認められていることから、日本においても、同様に修正するべきと料する。</p>	
20) 13 項－振替の対象	<p>（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】7）を参照。）</p> <p>今回の振替日が、IAS で定義されているテインティングの期間（当期中又は直前 2 事業年度中に満期保有目的の債券をその他有価証券に振り替えたり売却しているという状況）に該当する場合、今回容認する予定であるところのその他有価証券から満期保有目的の債券への変更は認められないのか。</p> <p>直近 2 会計年度以内に、金融商品実務指針 80 項、83 項にもとづき、満期保有目的の債券をその他</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>有価証券に振り替えた場合、金融商品実務指針 83 項によれば、今年度中は満期保有目的の債券区分を使用できないことになるが、直近 2 会計年度以内に満期保有目的の債券をその他有価証券へ振り替えた実績がある場合でも、今回の措置は、金融商品実務指針 80 項「④法令又は基準等の改正又は適用により、保有目的区分を変更する場合」に該当するものか否かを確認したい。</p> <p>過去に満期保有目的の債券をその他有価証券に区分変更した場合であっても、条件を満たせば、今回の措置を活用し、満期保有目的に再度振替えることができるということを確認したい。また、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないペナルティ期間であっても、今回の措置を活用し、満期保有目的に振替えることができるかどうか確認したい。</p> <p>「債券」や「貸付金及び債権」の定義・要件に関する日本基準と国際基準とのコンバージェンスについて、本実務対応報告では対応不可能な場合でも、14 項の最終文や脚注 4 での「見直し」の一部としては対応していただきたい。</p>	
21) 15 項－振替の時点	（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】8）を参照。）	
22) 15 項－振替時の時価	<p>（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】9）を参照。）</p> <p>保有区分変更の際、「振替時の時価をもって振り替え」とあるが、最近の金融市場の混乱によって流動性が極端に低下した時価ではなく、取得時の簿価をもって振り替えられるようにして頂きたい。</p>	
23) 15 項－満期の定めのない債券について	<p>振替時に生じる評価差額の処理は IAS39 para. 91 に準じて規定されたものと思われるが、IAS39 para. 91 では、満期の定めのないものについては有価証券評価差額金の償却を不要としている。金融商品実務指針 68 項では、満期の定めのない永久債であっても、償還する権利を発行者がコール・オプションとして有しているものについては、その契約条項等からみて償還が実行される可能性が極めて高いと認められれば、満期保有目的の債券として分類できるとされているが、これについては（実際には今回の対象ではないのかもしれないが）、そもそも償却原価法の適用ができないので、振替時に生じる評価差額についても償却不要とすべきではないか。</p>	
24) 15 項－その後減損処理を行う場合	<p>振替時に生じる評価差額は、その他有価証券評価差額金として計上され、満期までの期間にわたり有価証券利息として損益認識されることは理解する。仮に、振替後より満期までの間に、当該債券について減損処理をすることになった場合、どのように処理されるのか。減損時点での残存金額を、債券評価損として損益認識すると拝察するが、この点を明確にされたい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への振替後、時価の著しい下落により減損損失を計上する場合、振替時に計上した評価差額金の残額を取崩すことでよいか。（該当債券の振替時にその他有価証券に係る評価差額金（差損）が計上される前提）	
25) 17 項－注記事項	（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】10)を参照。）	
26) 17 項－四半期財務諸表における注記	（【1. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替】11)を参照。）	
4. 適用時期等		
27) 18 項－適用期限を設けるべき	<p>基本的には債券の保有目的区分の変更を容認する必要はないと考えるが、やむを得ずそれを容認せざるを得ない場合には、適用期限（平成 22 年 3 月 31 日まで）が、予定されている金融商品会計基準の見直しまでの「当面」ということであれば、その旨を明記した方が本取扱いの位置付けがより明確化（IAS へのコンバージェンス）するのではないかと考える。</p> <p>今回の措置はあくまで危機対応としての臨時的な措置であることを考慮し、公開草案で適用期限を明確に示したことは評価できる。しかし、臨時的な措置であることを考えれば、適用期間はできるだけ限定し、平成 21 年 3 月 31 日までとすべきである。分類の変更に関する金融商品専門委員会での中長期的な検討が、足元の危機的状況における議論に過度に影響されないようにするために、今回の措置の適用期限を平成 22 年 3 月 31 日までとする考え方もあるかもしれないが、今回の措置の適用期限は一旦平成 21 年 3 月 31 日と定めた上で、その適用を平成 22 年 3 月 31 日まで延長するかどうかについては平成 21 年 3 月 31 日後に再度検討することとし、金融商品専門委員会での中長期的な見直しについては、これとは別に議論することも考えられるのではないかと考える。</p>	
28) 18 項－適用期限を設けるべきではない	<p>「適用時期等」については、本邦会計基準の国際基準との迅速なコンバージェンスの趣旨等にも概ね合致するため、概ね賛成である。（中略）ただし、18 項の「…平成 22 年 3 月 31 日までの適用とする」については、具体的な年月日を記載するのではなく、せめて「…当面の間の適用とする」とすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>①公開草案で示された「会計処理等」については、【3. その他有価証券から満期保有目的の債券へ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>の振替】19)におけるコメント等を除き概ね妥当であり、また、必ずしも「最近の金融市場における混乱」等を考慮するだけでなく本邦会計基準の国際基準との迅速なコンバージェンスの趣旨も踏まえたものと考えられることから、本来、「当面の間」と適用期間を限定する必要性も乏しいと考えられるが、特に具体的な年月日まで特定する必要性は乏しいこと。</p> <p>②仮に「最近の金融市場における混乱」等を主に考慮する趣旨としても、当該混乱や「稀な場合」等が「平成22年3月31日」等の具体的な年月日までには必ず解消する、あるいは、一旦解消するとしてもその後は絶対に再発しない、とは現時点では断定不可能であること。</p> <p>③国際基準や米国基準でも特に適用期間に限定はなく、まして具体的な年月日までの特定もないこと（国際基準における2008年10月13日の改正に伴う遡及適用を選択する場合の適用期間は除く。）。</p> <p>④18項の「その後の取扱いについては、改めて検討することとする」とは、14項の最終文や脚注4での「見直し」の一部として対応することが合理的と考えられ、当該検討予定では2011年頃の改正になる可能性が高いものの、現時点では具体的な年月日まで特定することは困難であること。特に「平成22年（＝2010年）3月31日まで」に当該改正が完了したうえで適用開始にまで至る可能性は低いと考えられること。</p>	
<p>29) 18項－適用期限後に係る会計上の取扱いについて</p>	<p>本実務対応報告により債券の保有目的区分が変更された場合、変更後の会計処理が金融商品会計基準や金融商品実務指針に準拠したものであるならば、平成22年3月31日より後の年度における会計処理に対して特別な手当ては必要ないが、15項で規定されている、振替時の時価をベースにした償却原価法の処理及び振替により発生した有価証券評価差額金の償却については、本実務対応報告のみを根拠とする臨時的な会計処理であり、平成22年3月31日でいったん効力を失ってしまい、その時点で振戻しが必要とも読み取れる。「その後の取扱いについては、改めて検討することとする。」とされている趣旨・内容が明確ではないが、その対象にこの臨時的な会計処理も含むのか否かについて、明確にしておかないと混乱が生じるのではないかと。</p>	
<p>30) 18項－遡及適用は必要</p>	<p>9月のリーマン・ショック以降、いまだ流動性低下に伴う取引価格の下落がみられる金融商品について、すでに満期まで保有する意思を明確にしながらか早期の制度的対応を希望していた者に対し、遡及適用を認める経過措置を設けたことは、市場の実態認識から制度的対応に至るまでに必然的に発生する時間差を埋めるものであり、適切な措置であると評価する。</p> <p>有価証券の保有目的区分の変更を公表日前に遡って適用することについて、国際会計基準でも遡及的な適用が認められており、実際に遡及適用を行っている企業もあることを踏まえ、わが国において</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>も、有価証券の保有目的区分の変更を公表日前に遡って適用するという考え方を支持する。しかしながら、会員企業の中には、この点について、例えば、損失が出ている銘柄のみを事後的に満期保有に振り替える等の恣意的操作の余地を懸念する声もあった。したがって、この点についても、十分留意すべきである。</p> <p>世界的な金融市場の混乱が生じていることを背景に、10月13日に公表された国際会計基準における改正は、公表日から10月末までに意思決定した場合には前四半期の期首となる7月1日から適用可能とされている。日本においても、金融市場の混乱が生じており、かつ10月以降も継続・拡大している状況に鑑み、標記の実務対応報告が可及的速やかに公表されるとともに、公表日から12月末までに意思決定した場合には、公表日の属する四半期の期首（10月1日）から適用可能とするべきと思料する。</p> <p>保有目的の振替日について、「当該意思決定が平成20年10月1日前に行われているときは、平成20年10月1日に行ったものとみなす」とあるが、具体的にはどのような事実をもってして意思決定したものと判断してもらえるのか。</p>	
<p>31) 18項一遡及適用は不要</p>	<p>現行の金融商品会計基準等においては、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、債券の保有目的区分は当初取得時において行われ、原則として、事後的に変更されるべきものではないものとされているものの、諸外国の動向等もあって、保有目的区分の変更を「稀な状況」において限定的に容認するというのが本実務報告公表の経緯であると思われる。限定的な容認はやむを得ない状況にあるものと思われるが、現行のルールにおける恣意性の排除についてはできる限り配慮すべきであると考え。また、18項において、「経営管理上、本実務対応報告公表日前において、最近の市場環境を踏まえてトレーディング取引の対象としないという意思決定又は満期まで保有するという意思決定を既に行っており、それが確認できる場合」とされているが、公表日前の当該実務対応報告のような会計ルールがない状況下において、このような意思決定を行い、かつ、それを確認できるような状況は、現実的には想定しえないものと考えられる。上記のことから、本実務対応報告を公表日前の日に遡って適用することができるという扱いは不要と考える。</p> <p>基本的には債券の保有目的区分の変更を容認する必要はないと考えるが、やむを得ずそれを容認せざるを得ない場合でも、実務対応報告公表日前に遡って適用することができることについて、具体的にどのような事実を以って当該意思決定を確認するのか、監査上の対応が可能なのか、また、損失が出ている銘柄のみを事後的に満期保有に振り替えるという恣意的な操作に対応できるのかなど疑問</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>が残るため、遡及適用は認めるべきではなく、18項ただし書き以降の記載は削除すべきと考える。</p> <p>遡及適用を認めれば、振替時の時価以外での振替が可能となり、企業による振替後の帳簿価額の操作が可能となってしまう。したがって、平成20年10月1日までの遡及適用は認めるべきではない。公開草案では、振替の意思決定が確認できることを遡及適用の条件としているが、ASBJでの議論を見る限り、どの程度の証跡があれば意思決定を客観的に確認できるかは、作成者と監査法人との間で、見解にかなりの開きがあるように思われる。遡及適用を認めることで、実務上の混乱や記録（日付等を含む）の操作が生じることも懸念される。</p> <p>有価証券の保有目的区分の変更が遡って適用された場合、変更できる状況を限定し、かつ変更した場合の注記を求めたとしても、その変更の恣意性が懸念されるため、通常の場合と同じように、遡って適用すべきではないと考える。</p>	
<p>32) 19項－会計基準の変更に伴う会計方針の変更について</p>	<p>会計基準の変更に伴う会計方針に該当する場合は、本実務対応報告の公表に従って行われた債券の保有目的区分の変更に限定され、その後に振替える場合は該当しないことを明示してはどうか。</p> <p>18項注6では、仮に平成20年9月25日や10月6日に意思決定を行った場合は、平成20年12月31日までに会計処理することが必要としているが、当該期日までに振替処理を行った場合のみが、上記で述べた会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当することを明示してはどうか。</p>	
設例		
<p>33) 金利調整差額以外の評価差額について</p>	<p>設例によれば、振替時における取得差額90及び振替時に生じる評価差額60は、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替える会計処理が示されている。このうち振替前から生じている取得差額30を除いた残りの取得差額60及び評価差額60について、金利調整部分とみなして会計処理されている。金融商品実務指針274項によれば、「満期保有目的の債券は、信用リスクの高くない債券が対象となるため、一般に、取得差額は金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができる。」とされている。しかし、最近の金融市場は、市場環境等の著しい変化によって流動性が極端に低下している「稀な状況」下であり、「一般的な状況」ではないと考えられる。振替時に生じる取得差額及び評価差額は、金利調整部分のみから構成されているわけではなく、流動性の極端な低下により時価が下落しているケースも想定されるため、実務指針の前提としている状況とは異なるものと考えられる。したがって、流動性の極端な低下から生じた評価差額についても、償却原価法により会計処理することを意図しているのか明記すべきである。</p> <p>公開草案の会計処理によれば、「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に振り替えた場合、</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>実質的には、従来の償却の処理を継続しつつ、振替後の時価の変動が貸借対照表に表示されないことになる。時価で振り替えた際の時価（設例の910）と従来の償却原価（設例の970）との差額（設例では▲60）は、金利の調整とは言えない。安易な振替を防止するためにも、直ちに損失として計上すべきである。</p> <p>満期保有目的の債券の取得価額と債券金額との差額（取得差額）のうち、償却原価法の対象となるのは、取得差額が金利の調整部分（金利調整差額）により生じた場合に限定されている（金融商品会計基準16項）。ただし、満期保有目的の債券は、当該保有目的区分へ分類するための要件から、信用リスクの低い債券が対象となるため、一般に、取得差額は金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができる（金融商品実務指針274項）とされていることから、通常は、取得差額の全額を償却原価法の対象とすることができる。しかしながら、満期保有目的の債券への振替時の時価と簿価（償却原価）との評価差額が、市場金利の変動がほとんど発生していない状況下で、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下した（5項）ことにより生じたものである場合に、それが金利調整差額とみなせるのかについては疑問が生じる。取得差額のうち、債券の発行体の信用力の変動や減損及びその他の要因に基づくものは、償却原価法の対象とすることができない（金融商品実務指針70項）ので、振替後の満期保有目的の債券を金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って処理するというのであれば、振替時の取得差額についても、償却原価法の対象となるのは金利調整差額に限定すべきか、もしくは、その全額を償却原価法の対象から除外すべきと思われる。その結果、振替時に生じる評価差額のうち金利調整差額以外の部分（ほとんどの部分と思われる。）については、改正前の金融商品実務指針88項、238項及び設例8に従い、その他有価証券を子会社株式又は関連会社株式へ振り替えた場合の処理に準じて、満期償還時又は減損時まで、その後の毎期末での洗い替えは行わず、振替時に計上した金額をそのまま引き継ぐのが妥当だと思われる。満期償還時点では、償却原価と有価証券評価差額金の合計（又は純額）が額面金額になっており、評価差額を償却した場合と一致するが、金融商品会計基準や金融商品実務指針との内的整合性を尊重するならば、首尾一貫した処理方法を規定すべきと思われる。</p>	
34) 外貨建債券の設例	<p>適用対象となる債券は、海外で発行された証券化商品等が多いと拝察される。そのため、外貨建債券の場合の会計処理について実務上の混乱がないように、新たな設例を設けることを提案する。特に、振替時の換算処理方法、振替時に生じる評価差額の償却方法について、原則法と例外法（注解・注10の方法）に分けて詳細に説明されたい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
その他		
35) 再度の保有目的区分の変更について	<p>満期保有目的から売買目的/その他保有目的への振替について公開草案では、「想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合」には満期保有目的への変更を可能としている。今後、「市況環境が著しく変化し、流動性が向上した結果公正な評価額である時価で売却することが可能となった場合」には、満期保有目的から売買目的/その他保有目的への振替えは可能であると考えてよいか。</p> <p>「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への振替後、債券の発行者の信用状態の著しい悪化等が生じ、再度「その他有価証券」への振替を行う場合、</p> <p>①振替え時の償却原価をもって振り替え、評価差額（償却原価と時価との差額）は毎期末の評価により洗替えるということによいか。</p> <p>②期末の時価や貸借対照表計上額が追加情報としての注記対象となる（17項）、「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券からは除外されると理解してよいか。</p> <p>基本的には債券の保有目的区分の変更を容認する必要はないと考えるが、やむを得ずそれを容認せざるを得ない場合には、平成22年3月31日までに更なる市場の著しい変動があった場合の取扱いについて考え方を明示して戴きたい。例えば、期日である平成22年3月31日前に株式市況が万一回復し、元来売買目的有価証券に区分していた市場の流動性が回復した場合などでは、本取扱い適用によって一旦変更した処理をもう一度元来の区分に戻すということを想定しているのか等を明示して戴きたい。</p> <p>流動性が極端に低下したことに基づき売買目的有価証券からその他有価証券への振替を認めるのであれば、振り替えた有価証券について、将来、逆に流動性がかなり回復した時点で、売買目的有価証券の定義及び要件を満たすこととなるために、その他有価証券から売買目的有価証券への振替を否定することが困難になることが想定される。なぜならば、当該有価証券は元々、経営者が売買目的有価証券として保有する意図をもっていてもかかわらず、その定義及び要件を満たさなくなったためにその他有価証券に振り替えざるを得なかった（振替は強制されると考えられる。）からであり、経営者の保有意図が継続している限り、売買目的有価証券の定義及び要件を満たすこととなった時点で売買目的有価証券へ振り戻すことはより実態を表現することになると考えられなくもないからである。もし、売買目的有価証券への振戻し（再々分類）を認めないのであれば、その旨を明記すべきと</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>思われる。</p>	
<p>36) 在外子会社の処理について</p>	<p>国際会計基準（IAS）第39号と国際財務報告基準（IFRS）第7号を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」を在外子会社において適用した場合に、本実務対応報告が、提出会社の連結決算においても適用されるのかを明確にして頂きたい。また、本実務対応報告と「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）との関係を明確にしていきたい。特に、在外子会社において、改正IASを適用した場合に、在外子会社の個別財務諸表が明らかに合理的でないと認められる場合に該当するとして、連結決算上で修正を行う必要があるかを明確にして頂きたい。</p>	
<p>37) 流動資産の有価証券への組替えについて</p>	<p>今回の取扱いとは直接の関連はないが、実務界においては、流動資産に表示されている有価証券と固定資産に表示されている有価証券の表示区分を、ある程度自由に変更したいという根強いニーズがある。その根底にあるのは、投資有価証券の売却益を営業外収益区分に計上したいというニーズである。そのため、今回の取扱いをきっかけに、その他有価証券のうち短期間で売却予定のものについて、売買目的有価証券への振替又は流動資産への表示を認めてほしいという意見が出てくる可能性があることが懸念される。</p>	